



江府町報

3月号

発行者
鳥取県江府町
電話 江尾(代) 2211
編集 企画室
印刷 (有)富士印刷

江府町の人口

(2月28日現在)
世帯数 1343 世帯
人口 5,175 人
(前月比 18 人増)
(男) 2537
(女) 2638
出生 5
(男) 4
(女) 1
転入 35
(男) 15
(女) 20
転出 16
(男) 10
(女) 6
死亡 6
(男) 5
(女) 1

第148号

進む付替県道工事

中国電力の俣野川発電所建設のため、水没する県道の付替工事が急ピッチで進められています。

昨年三月末発電所建設に対する地元関係地区の基本同意によって仮設備工事に着手し、九月一日から本格的な工事を進めているものです。

付替県道は、総延長約四、四〇〇米、全幅七米で、この間トンネル一か所(ダムサイト附近)、一八八米、橋梁二か所、一一五米を施設し、総工費は約三十億円の見込みです。

近年まれな大雪と急峻な地形に悩まされ、やや工事が遅れていますが、地域の生活道路としての利便を回復するため、当初予定の本年十月末完成を目標に工事が急がれています。

▲付替県道工事(武庫地内で)



農業者年金に

加入しましょう

農業者年金とは、加入者が老齢になつて、他の農家や自分の後継ぎに経営移譲をして農業経営から引退した場合、経営移譲年金が六〇歳から（六〇歳後に経営移譲をしたときは経営移譲のときから）終身支給されます。

また、経営移譲をしてもしなくても六五歳以後は農業者老齢年金が支給されます。いずれの場合も、その支給をうけるには六〇歳に達する月の前月までの被保険者期間等が二〇年以上必要となります。

農業者年金は、二〇年間保険料を納めれば貰えるのだから四〇歳になつたときに加入すればよいと思つている人も多いようですが、加入期間ぎりぎり加入すると、あとで保険料の掛け忘れや資格喪失による被保険者期間の不足などのために年金の受給資格を失うことにもなりかねませんので、若いうちに早め加入しておき、安心して農業に従業できるようにしましょう。

加入できる資格は

農業者年金は、法律上当然に被保険者となる「当然加入」と、本人の申出により被保険者となる「任意加入」とがあります。あなたは、次のどれかに該当していませんか。まず調べてみましょう。

当然加入の資格者に

該当していませんか

当然加入の資格者は、

- ① 国民年金に加入して、
- ② 六〇歳に達する月の前月（注1）までの被保険者期間等（注2）が二〇年以上あり、
- ③ そのうえ、自分名義の農地等の面積が五〇アール（二ヘクタール）以上ある農業経営主です。

注1 一日生れの人は、六〇歳

に達する月は前月となります。したがって被保険者期間として数える場合は、前

々月までの期間となります。

注2 農業者年金の過去の被保険者期間、出稼ぎ等で厚生年金等の被用者年金に短期間加入した一定の期間等を合算します。

任意加入の資格者に 該当していませんか

任意加入の資格者は、前の①と②の要件を満たしている人で、次のいずれかに該当する人です。

- ⑦ 自分名義の農地等の面積が三〇アール以上五〇アール未満であり、そのうえ年間の農業労働時間が七〇〇時間以上である農業経営主
- ⑧ 農業生産法人の常時従事者である構成員で、その法人の名義の農地等の面積をその構成員数で割った一人当たりの面積と自分名義の農地等の面積の合計が五〇アール以上である人
- ⑨ 自分名義の農地等の面積が五〇アール以上の農業経営主の直系卑属（子や孫）のうち、その経営主から農業後継者として指定された一人のひとであつて、引き続き三年以上農業に従事している人

注1 農地等とは、農地と採草放牧地をいいます。

選挙公報を発行

今年の町長・町議会議員選挙から

去る三月定例町議会で議決された「江府町選挙公報の発行に関する条例」は、三月二十日に公布され、今年の選挙から発行されることになりました。

昭和五十三年二月、県連合婦人会並びに江府町婦人会からこの条例制定の陳情を受けた町・町議会及び町選挙管理委員会では、それぞれの立場から慎重に検討されてきましたが、その時期と判断され制定されたものです。

江府町選挙管理委員会では、この選挙公報（公営の選挙運動）が各家庭へ届くことによつて、特に候補者と面識のない方、又勤め先の関係で候補者の選挙運動に接する機会の少ない有権者の方々も含めて一般有権者の判断の一助となり、明るく正しい選挙、そして明るい豊かな町づくりに役立つものと期待しています。

この条例制定は県下で七番目、発行は西部地区で最初となります。

俣野警察官駐在所が完成

池の内地区

三月十四日、俣野警察官駐在所が完成し、引き渡しが行われました。

これは、俣野川発電所建設に伴い、工事が

町長日誌

* 2 月

- 2日(月) 農業ダム協議、芦立人権擁護委員葬儀
- 3日(火) 県農業振興協議会(鳥取)
- 4日(水) 中電関係者送別会
- 5日(木) 庁内会、国保厚生省監査
- 6日(金) 農協役員会
- 7日(土) 西ノ島青年団交流会(甘酒)
- 9日(月) 予算最終査定、県道改良説明会
- 10日(火) 町共済組合総代会
- 12日(木) 神奈川発電委員会、西ノ島小学校交流会(甘酒)
- 13日(金) 下蚊屋集會、池ノ内・宮ノ前発電対策役員来庁
- 14日(土) 佐川集會
- 15日(日) 郡社教会
- 16日(月) 俣野川発電計画代表者會議並びに中電関係者送別會
- 17日(火) 本五役員協議會
- 18日(水) 県村長會總會(倉吉)町商工会懇談會
- 19日(木) 貝田行政座談會、佐川役員會、県道改良説明會
- 20日(金) 中国横断道促進陳情(広島)、助沢集會
- 21日(土) 日野郡三町議會議員全員協議會、町議會全員協議會
- 23日(月) 宮市原行政座談會、民生委員會、勤勞協役員来庁
- 24日(火) 甘酒茶屋運営委員會
- 25日(水) 根雨保健所運営協議會
- 26日(木) 国保運営協議會
- 26日(木) 衛生施設組合議會、農政局部長来庁
- 27日(金) 土木事業入札
- 28日(土) 同和教育研究集會、共済組合設立委員會(根雨)

保険料は一月四、二六〇円

あなたが、以上の当然加入または任意加入の資格要件のどれかに該当しているときは、お近くの農協の窓口で早く加入の手続きをとりましょう。

通常の人の保険料は、一月四、一六〇円です。有利で便利な保険料一括前納制度では、一年分で四八、五〇〇円です。これは前年の十二月末日までに翌年の一月から十二月分の保険料を一括して納付するものです。

早く加入するほど有利です

・二〇歳で加入した人が六〇歳まで

の四〇年間に納めた保険料総額は、普通に納めた場合で一、九九六、八〇〇円。これに対して受け取る経営移讓年金の年金額は、六〇歳から受け取れば五年間で七、八九三、五〇〇円(一年分だけで一、五九八、九〇〇円となる)となり、たいへん有利な年金となっています。六五歳になると、経営移讓年金の年金額は三九四、七〇〇円支給されます。また、経営移讓年金をもらえなかった人も六五歳からは老齢年金が支給され、なが生きすればするほど有利な制度となっています。

・一定の要件をそなえている後継者の三五歳までの保険料は三割ほど安くなります。(これを特定保険料と呼んでいます。)

この適用を受けるには申し出てい

ただかなければなりません。後継者の方は、こんな有利な割引期間を有効に活用しない手はありません。早速加入するようにしましょう。

・保険料が割引されても、受け取る年金は同額です。安いわけは、国からの補助があるからです。また、経営移讓年金の給付額には今の国庫負担がはかっています。

・農業経営にたずさわっている人や今年二〇歳になった後継者で、まだ未加入の人は、今すぐ加入すればそれだけ年金の受取額が大きくなる仕組みになっています。

加入についてのくわしいことは、町役場内農業委員会事務局、または農協にお問い合わせください。



▲完成した俣野警察官駐在所

本格化する夏ごろには作業人員が一、五〇〇人近くになるため、俣野地区の交通、防犯関係に備え建設されたものです。

連絡所は、県道上徳山俣野江府線沿いで池の内地区に建設され、溝口署から一人署員が派遣されています。

俣野警察官駐在所の電話番号は三四四二番です。

全町に部落経営基金制度を創設

基金総額1億9,300万円

町長は、中国電力からの協力料の配分協議において、特に、行政地域の繁栄を期し、活気ある町づくりを推進するため、総額一億九千三百万円を原資として基金積立を行い、基金から生ずる収益をもって、部落の経営、環境、福祉、産業など自治活動の推進を期するために有効なる運用をすることを強調、関係地域並びに議会全員協議会の了承を踏まえ、三月定例町議会に基金条例案を提案して議会の承認を得、全部落を対象とした画期的な部落経営基金制度を創設するに至りました。

- 一、部落経営基金として、町の行政区画に定める部落の経営、環境、福祉、産業等部落の自治活動の推進と運営に資するため設置するものです。
- 二、この基金は、町の主管する基金として、原資一億九千三百万円を金融機関へ預金し、町は確實かつ善良な方法でこれを主管します。
- 三、この基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、毎年度これを部落の自治活動の運営に資するため、部落に交付するものです。
- 四、この運用基金による交付金は毎年度町が預金する金融機関との契約利率による収益を以って算出し、交付金を決定します。
- 五、この交付金は、行政区画に定める部落経営に資する交付金であり、個人を対象とするものではなく、部落の共同社会の運営に役立てていただくかねばなりません。
- 六、町が主管する金融機関に預金する基金について、部落経営基金交付金算出の基礎数値は、総額において戸当り平均約十五万円を原資として算定したものです。
- 七、部落別基礎数値 省略
- 八、算出数値及び交付金の額は、今後部落の世帯の増減によって異動するものではありません。
- 九、この数値の基金は、末長く継続保管して、今後年々交付金を生み出すために役立てていただくこととしています。

九、もし、将来その部落において次の各号に該当する場合には限りその処分を町長に申し出ることができま。

(一) 経済事情の変動等により、部落経営上財源が著しく欠乏の場合において、緊急措置を構するとき。

(二) 災害又は住民生活上、緊急対策の措置事業の財源に充て

発電所建設にかかる協力料

配分を集約

昭和五十五年八月、保野川発電所建設にかかる土地補償条件の円満妥結を見るに至り、町長は、発電所建設、運営にかかる協力料の問題について、他地点における補償の状況、関係地域の実情を踏まえ、中国電力 山根社長と折衝、九月下旬に至り中国電力の方針を明らかにしました。

環境整備事業に

十一億五千二百万円

電源三法による交付金

昭和四十九年に、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の三つの法律からなるいわゆる電源三法交付金制度が設けられました。この制度は、一〇〇〇キロワットアワー当り八五円の電源開発促



▶造成工事が進む町民総合運動場

るとき

町長は、右の申出のあったときは、事情を調査確認し、処分を適当と認めるとき、これを許可することができることとなっています。

以上がこの条例の概要ですが、この基金制度の創設によって、全町あげて活気ある明るい町づくりの推進を期したいものです。

定し、町議会に対し協議了承を得るとともに、引き続き関係地区配分について協議を重ねましたが結論に至らず、町長試案の提示を求めるところとなり、町長は、各関係地域の実情を踏まえ、公正なる配分を期するため、関係部落に対するもののほか、地区内、地区外対策なども加味した十数項目にわたる要素を取り入れた試案を提示、関係地区の理解を得て配分を集約するところとなりました。

これにより町は、昭和五十五年度予算に計上、町議会の承認を得て、それぞれの要素配分に従い処分するところとなりました。

発電所建設にかかる関係地区の環境整備をはじめ、全町地域の福祉増進に役立つものと期待されます。

(次ページへ続く)

わが国は、ふだん使う石油99.8%を海外から輸入しています。限りある貴重な資源をムダなく、有効に使いましょう。



湯沸器の使用 方法に工夫を

瞬間湯沸器の口火をつけっ放しにしないように気をつけましょう。安全面からも重要ですが、お湯を流し放しにしないよう必要な分は容器に取って使うなどして、ムダなく効率的にお湯を使いましょう。

風呂は上手に 使いましよ

冬は風呂が冷めやすいので、沸いたら家族が次々と入浴するよう効率的に風呂を使いましょう。また、洗たくには、風呂の残り湯を有効に使いましよ。



国民年金

勤めをやめた人は

国民年金に加入しましょう

わが国には、国民年金制度をはじめ、八つの公的年金制度があり、国民の誰もがどれかの年金制度に加入する「国民皆年金」の仕組みがとられています。

会社や工場に勤めている人は厚生年金保険に、公務員や農林漁業団体の職員は、それぞれの共済組合に加入し、これらのどの年金制度にも加入しない二十歳から五十九歳までの自営業や農家の方は国民年金に加入することになります。

しかし、人は一生同じ職業を続けるとは限りませんので、転職するたびに違った年金制度へ加入する場合もあります。

このような人達のために、国民年金の創設と同時に通算年金制度が取り入れられ、それぞれの年金制度に加入していた期間を通算し、加入期間に応じた年金が受給できることになっています。

将来、安心して年金を受けるためには、転職する都度、異なる年金制度の加入や脱退の手続を正確

にしておく必要があります。

(次の図表参照)

9年	8年	8年
国民年金	厚生年金	共済組合
合計25年以上で支給		

脱退・その他の手続や、保険料の納付は、その

窓口である町役場へ自分で届出しなければなりません。

例えば、会社を退職し、自営業を始めるときや、厚生年金保険の適用を受けていない会社へ就転職したときは、速やかに国民年金へ加入の手続をして下さい。これらの届出をしなかつたり、遅れたりしますと、せっかくの年金が受けられないことになりかねません。

現在どの制度の年金にも加入していない人で以前厚生年金等に加入したことのある人は、最後に勤めた会社の退職証明と年金手帳、印かんをお持ちになって国民年金加入の手続をして下さい。

くわしいことは、役場又は社会保険事務所へお尋ね下さい。

進税を、国が電気料金を通して電気消費者から徴収し、発電所が建設される市町村とその周辺に対し、公共施設を整備するための交付金として交付されるものです。つまり、この趣旨は、発電所の建設によって安定した電気の供給を受ける利益の一部を、発電所のできる地元へ還元し、地域住民の皆さんの生活向上に役立てようというものです。

この交付金は、発電所の出力に依りて算定されるものですが、本町の場合は、昭和五十三年度中の電調審への附議並びに昭和五十四年度中の着工地点としての特例措置により、交付金の倍額交付の権利を取得し、総額十一億五千二百万円の交付金の交付を受けることとなります。

交付期間は、発電所着工の年度から完成後五か年までの間、おおむね五か年間にわたり、年度別計画により承認を受けた事業の実施に対して交付されます。

本町は、地元周辺地域の環境整備を主体に、昭和五十五年度から五十九年度までの五か年間にわたり、この交付金と他の国、県の制度を導入活用して自往運動公園の建設をはじめ地区集会所の建設によるコミュニティ活動の推進、地区道路の新設改良、消防施設の整備、農林道、水路など農林業基盤の整備、児童遊園地及び広場の造成、有線放送施設、テレビ共同アンテナの整備など生活環境の整備をはかり、地域振興の基盤づくりを進めることとしております。

省エネルギー対策

わだ い

家庭 卒業生を激励

母子家庭 父子家庭



▲井上町長の激励を受ける卒業生

今春中学校を卒業する母子家庭、父子家庭の生徒と就職進学生の「激励会」が三月七日 町主催、町母子会の協賛によって日輪閣でひらかれました。

この日は該当生五名と保護者が一緒に招待され、米子公共職業安定所・町の教育委員会・民生委員会・中学校など関係機関からもお祝いに出席、井上町長から「あなた方に、さみしい思いをさせないようにがんばって来られたお母さ

ん・お父さんの心を、これからの人生で岐路に立ったとき思い出し、人一倍強い信念をもって生きて下さい」と激励、一人一人に自筆の色紙と記念品を贈りました。

これにこたえて生徒代表の末次加代子さんが「親に随分苦勞をかけて育ったことがわかる年代になりました。卒業を節目に、他人に迷惑をかけない、お世話になった社会の皆さんに恩返しのできる人間になることを誓います。」と、お

礼の言葉をのべたあと、打揃って町母子会奉仕の昼食会で、なごやかなひとときをすごしました。

郷土の歴史・文化をさぐる

「ふるさとを知る会」

四月四日に発足

県内各地で郷土の歴史・文化研究グループの活躍がさかんな折柄「地方史の白眉」とよばれる『江府町史』の編さんされた本町に、そのような活動が行われないのはさびしい。という声にこたえて、町の文化財保護審議会（上原裕臣会長）が世話役になり、同好者によびかけをしていたところ、約八十名から参加の申入れがあり、この発会と第一回の研究会を次のようにひらくことになりました。

この会は仮称「ふるさとを知る会」とし、郷土先人の生活してきた足あとをたずね、具体的な事例について掘り下げた研究を行おうとするもので、当面、鉄山・古文書・民俗信仰をテーマに出発するとしており、同好者の自由な参

ここがポイント

しゅうとめ会で着つけ教室

町のしゅうとめ会（遠藤満枝会長）では、本年度計画していた着物のきつけ教室を、二月二十五日高齢者創作館でひらきました。晴れ着から民芸調の着物まで、幅広く用いられるようになった和服を、手軽く、しかもシックに着こなすポイントを習得して、より美しい中年を過ごそう、というのがねらい。

「たった一本のヒモでネエー」。「今まで気がつかなかった」などと、講師の実演に感嘆しながら三十数名が熱心に受講しました。



▲モデルは会員が交替で「着つけ教室」

4月3日 身障者福祉協会総会

山村開発センターで

江府町身障者福祉協会（加藤久人・会長）では、四月三日午前九時半から、町山村開発センターで新年度総会をひらき、予算・決算・事業など審議のほか、役員改選を行います。

「国際障害者年」の今年を単なるよびかけやお祭り騒ぎに終らせず、これからの出発点として、障害者自立への足がかりを強くするために、全会員の参加をよびかけています。

参加制限をせず

運動会もさかんに

（町老人クラブ連合会）

町老人クラブ連合会（藤近雄会長）では、三月六日の午後、山村開発センターで連合会役員と単位クラブ会長の合同会議をひらき、新年度の活動方針を協議しました。この中の主なものは、

▼過去三か年、町の後援を受けて続けてきた秋の運動会を、一層陽気な、活力のある行事にするため、会費以外に負担金制度を設け参加者の制限をやめて、にぎやかに続けること。

▼新会員を勧誘してクラブ活動に元気を付けること。

▼四月十五・十六の両日、吉野山観桜と遺蹟めぐりの旅行実施。などで、単位クラブとの連携を密にするため、早々と新年度事業の方向づけをしています。

を希望しています。

発会と第一回研究会

とき 4月4日(土) 13時から
ところ 山村開発センター
内容 ▽設立総会

▽講演 〓私たちの活動を振り返って、溝口町ふるさと散歩グループ 渡辺 豁 氏

▽演習 古文書解読「天明三年 半ノ上辻堂巡礼遭難事件口書」 講師 影山 猛 氏

(事務局 町教育委員会)

老人世帯の出役免除

推進地区を報償

町では、かねて実績を調査していた、昭和五十五年度の老人世帯などの村出役免除を行っている部落を報償しました。

で老人世帯の造林出役を、無条件で免除している地区を報償するものです。

これは、昭和五十四年度に井上町長から町民生委員会に諮問が行われていた「暮しよい農山村づくり」に対する中間答申によつて実施されたもので、古くから行われてきた村出役、わけても部落造林の造成や管理は、将来の部落財産づくりと山地経営に大きな意義をもつものですが、若い人たちの就業場所が広範になり、留守宅は高齢者が守る、といった事例の多い今日、部落の自発的な申し合わせ

本年度実績があつたのは大字江尾区・一反・池の内の三地区でしたが、他部落でもこれを認めているところは多く(本年度は作業を行っていない)、おおらかな善意の輪がひろがっています。

また、右の三地区のうち江尾区では、造林作業は専門家に任ねる方法をとり、区民は年間一定の会費を拠出する。村出役の近代化が図られており、注目をよんでいます。

来て、見て、

よかった

木次町老人クラブ一行

三月十八日、島根県大原郡木次(きすき)町老人クラブ(山本善富会長)の一行四十名が本町を訪問。山村開発センターで井上町長、砂口鶴寿・明徳学園学生会長ら町の関係者に迎えられ、江府町の高齢者福祉施策や、明徳学園の運営などの実際について説明を受け、日常活動を収めた録画を見学するなど、熱心に半日を過ごしました。

このあと山本会長は「一昨年夏、菓草栽培グループが御町に立寄つて施策の一端を伺い、以来「どんな町長さんがやっていたらいいだろうか」と、いつも話題にしてみました。今日は実際にお目にかかつて「哲学」とも受けとれる理念をもつて年寄りを遇しておられる話を聞き、実際の活動の様子も見せて頂いて、大いに参考になりました。これを機会に、今後も親交を深めて欲しい」と、躍進への意欲をのぞかせました。

江府町報が佳作に

県広報コンクール

町政と町民を結ぶ広報紙として 毎月全世帯に配布している「江府

町報」が県広報コンクールで佳作に選定されました。

春です...



異動の手続きは

お早めに

入学・就職等異動のシーズンとなりました。

しかし、転出証明書などの手続きを忘れ、後で困ることがないように、異動のときは早目に手続きをして下さい。

次に、これら主な手続きに必要な書類の手数料が、四月一日から次のとおり変わります。

住民票謄本	一枚	一一〇〇円
抄本	一件	一一〇〇円
印鑑証明書	一枚	一一〇〇円
戸籍の附票	一件	一一〇〇円
転出証明書	一件	一一〇〇円
税務の証明	一件	一一〇〇円

四月から保険証が

薄緑色に

国民健康保険証の有効期限が三月三十一日で切れ、四月一日から新しい保険証になりますので四月

からの医療には新しい薄緑色の保険証を持参して下さい。

なお、県外の大学などへ進学される場合、学生専用に④の保険証を交付していますので、必要な人は、在学証明書、印かんを持参して、⑤保険証の交付を受けてください。

また、被保険者の異動があつた時は、異動手続きが必要ですので印かん・保険証を持参して役場国保係に届出して下さい。

春の交通安全運動

4月6日~15日

四月六日から十日間、道路交通に不慣れた新入学児を交通事故から守るために、新入学(園)児等を交通事故から守る運動がくり広げられます。

保育園や学校では、右側通行の励行や横断の方法、信号の見方などを指導や教育しますが、それぞれの家でも、安全な歩行のしかたについて十分指導してください。

ふるさと歳時記 ⑥1

150年にわたる論争

(助沢区有文書から)

郷土の近世生活資料

採草地をめぐる山論(三)

採草地をめぐる論争がどのように行われてきたか、以下現存の文書によつてひろつてみる。記録で最古のものは正徳二年(一七一〇)八月、下蚊屋村庄屋 七三郎が、洲河崎・小江尾・俣野各村庄屋を証人として、大庄屋、宮原村久藏、中庄屋 洲河崎村十郎兵衛あて差入れた「出入(訴訟)濟口証文」、つまり大庄屋らの裁定に服したものとある。

この山論の三回目として、文久三年(一八六三)六月、助沢村が訴状を出している。その大意は「助沢村が衰微し、村高四十石のうち三十石ばかりは下蚊屋村の持分となつた。その勢に乗じて下蚊屋村は草山の越境、新田の開き、久保直し、畑直しなどするので普通通りの境界に裁定して欲しい」というものである。しかも下蚊屋の有力者からは「夫々相應借金有之」と、立場の苦しさもつけ加えているあたり、木地師・塗師屋として発展した下蚊屋村が農業へ着目、その規模を拡大していった情勢を知ることができる。この争いは容易に解決しなかつた模様で、その後も連続して嘆願した文書が残されており、両村の対立の

深まりと共に「かねて助沢村が、作州郷原村の漆器を江尾へ運搬する駄賃かせぎをして、上納金にあてていたところ、この仕事を妨害され、収入がない。どうか村が立行くように計つて頂きたい」とも申立っている。この終着は慶応二年(一八六六)五月の裁定で両村が儀定書に調印し、一段落となつているものの、実に百五十余年も論が続いたことになる。それも根本的な解決ではなく「追而御重役様方御見分之上、御裁許可被仰付」と、当時の通例によく見られる当面の裁定で和儀を成立させているあたり、土地問題の複雑さと根強さを物語る資料である。

この山論の三回目として、文久三年(一八六三)六月、助沢村が訴状を出している。その大意は「助沢村が衰微し、村高四十石のうち三十石ばかりは下蚊屋村の持分となつた。その勢に乗じて下蚊屋村は草山の越境、新田の開き、久保直し、畑直しなどするので普通通りの境界に裁定して欲しい」というものである。しかも下蚊屋の有力者からは「夫々相應借金有之」と、立場の苦しさもつけ加えているあたり、木地師・塗師屋として発展した下蚊屋村が農業へ着目、その規模を拡大していった情勢を知ることができる。この争いは容易に解決しなかつた模様で、その後も連続して嘆願した文書が残されており、両村の対立の

人の動き(二月届)

結婚を祝します

- 中祖 靖洋 吉原
石田ひとみ 西伯郡中山町から
荒松 清人 西伯郡名和町
生田 里美 久連から
影山 幹夫 洲河崎
山根佳代子 米子市錦町から
八幡 託司 米子市蚊屋から
加藤由美子 佐川
加藤 敏夫 美用
平岡 隆子 徳島県鳴門市から
長谷川 茂 宮市
山中 育子 奈良県高市郡から

お誕生おめでとう

- 岡田 昇 貝田
濱山 育恵 日野町根雨から
本五 澤田 大将 大蔵 長男
池ノ内 藤原 俊彦 信雄 長男
荒田 藤原 洋二 功 二男
小原 川上佳名子 研吾 二女
貝田 森田 竜二 幸 二男

ごめい福を祈ります

- 本一 芦立忠男 74歳 誠一宅
袋原 千藤 進 69歳 實夫宅
大原 清水正秋 67歳 綾子宅
大万 徳岡淑雄 71歳 照子宅
本五 澤田大將 0歳 玉次郎宅
尾上原 福本なまよ 63歳 英雄宅

ありがとう

いじりました

二月中寄託分

香典返しとして

- 久連 杉原 覚雄殿
(養父國治様ご逝去)
美用 下垣 衛殿
(父美代治郎様ご逝去)
袋原 千藤 実夫殿
(父進様ご逝去)
本一 芦立 誠一殿
(父忠男様ご逝去)

新二 遠藤 明子殿
夫正人様ご逝去

大原 清水 綾子殿
(夫正秋様ご逝去)

大万 徳岡 照子殿
(夫淑雄様ご逝去)

内祝いとして

- 美用 川島太助殿(男成重様遠院)
美用 川島百合子殿(本人様退院)
本四 吉田キクヨ殿(本人様退院)
本一 藤田友枝殿(本人様退院)
本五 三上綾子殿(本人様退院)
佐川 住田治子(本人様退院)

以上、社会福祉事業にご寄付いただきました。厚く御礼申し上げます。

江府町社会福祉協議会

善意銀行受払報告

- 1. 一月末累計額
二百六十四万八千九百六十三円
2. 二月中寄付額
二十四万四千二十七円
内 訳
快気祝 四万五千元
香典返し 十六万五千元
その他 三万四千二十七円
3. 二月末累計額
二百八十九万二千九百九十円